

証言が明らかにした デッチ上げ 裁判長も指摘せざるを得ない 事実で

全ての運輸所みなさんに 真実 をあきらかにします

前号で、なぜ「減給処分が無効」と認められたのかについて、判決文に基づいて9項目を明らかにしました。そして、裁判長が裁判の過程と判決文のなかで指摘した、脇証人の証言が「あいまい」とあるということも明らかにしました。

今回は、アルコール検査直後の斉藤書記長と脇運転科長とのやり取りに関する、証言の「あいまい」について、具体的に触れることとします。これは、脇証人と会社側代理人、裁判長とのやり取りを法廷で傍聴した組合員のメモを基に概要を明らかにするものです。

1. 会社側代理人の質問と脇証人の証言

代理人：数字が出なくてホッとしただろうと言って、あたかも斉藤さんが酒気帯びで乗務不可というように認定しなかったかのような主張をしていますが、談笑しながら、数字が出なくてホッとしただろう言った事実はありますか。

脇証人：いいえ、ございません。斉藤社員はアルコール臭がしているので、お客様から指摘を受ける可能性が高いので、乗務はさせませんということをお話しました。

代理人：数字が出なくてホッとしただろうと言ったのですか。言ってないのですか。

脇証人：いいえ、言ってません。

2. 裁判長の質問と脇証人の証言（裁判長が脇証人に、緊張しているようだが、宣誓をしていますから正直に答えるように、と念を押してからのやり取りです）

裁判長：この陳述書（斉藤書記長作成・筆者注）には、脇さんが、0.1まで数字が出なくてホッとしただろう、と言ったと書いてありますが、そういうことを言った記憶はありますか。ありませんか。

脇証人：ちょっと記憶ありませんが、科長の立場からすると言うはずないと思います。

裁判長：理屈ではなく、記憶を聞いているんですが。

脇証人：ちょっと覚えてません。

裁判長：覚えていないということと、言っていないということは違うのですが。

脇証人：覚えてません。

裁判長：記念にストローを持って帰るか具体的な、作ったエピソードではないように思うんですが、記憶はどうですか。

脇証人：ちょっと・・・え～ 分かりません。覚えてません。

このやり取りから言えるのは、裁判長も指摘しなければならないほどのゴマカシが、「酒気帯び」デッチ上げと不当処分のなかにあったということが明らかになったということです。だから判決で、脇科長の「あいまい」を指摘し「証言は採用できない」と断定しました。やはり、脇科長など管理者の判断は、「酒気帯び」ではなかったのです。運輸所の誰かが、幹鉄事と本社と相談をして無理やり「酒気帯び」をデッチ上げたのです。

運輸所みなさん！

どこでも構いません。管理者の恣意をなくして職場を働きやすくするために、声を聞かせてください。私たちの一言が、職場を変えるきっかけになります。